

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	固定資産税関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

桂川町は、固定資産税関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

福岡県桂川町長

公表日

平成31年6月19日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務		
①事務の名称	固定資産税関係事務	
②事務の概要	地方税法に基づき、土地、家屋、償却資産の所有者に対する固定資産税額を算出し、賦課徴収している。また、申請に基づき、評価証明書等、各種証明書を発行している。 特定個人情報ファイルは、次の事務に使用している。 ①固定資産税の賦課 ②評価証明書等の各種証明書等の発行 ③口座振替処理 ④過誤納が発生した納税義務者へ還付・充当処理 ⑤督促及び催告処理 ⑥滞納整理、地方税法に基づく調査 番号法別表第二に基づき、情報提供に必要な情報を「副本」として装備した中間サーバーを介して情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報の照会と提供を、符号を用いて行う。	
③システムの名称	固定資産税システム、納税管理人システム、口座システム、収納消込システム、滞納整理システム、団体内統合利用番号連携サーバー、中間サーバー	
2. 特定個人情報ファイル名		
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル		
3. 個人番号の利用		
法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項 別表第一の16の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第5号第16条	
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定	
②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号 別表第二 【別表第二における情報提供の根拠】 なし 【別表第二における情報照会の根拠】 27の項 2. 平成26年内閣府・総務省令第7号 【情報照会の根拠】 第20条第5号	
5. 評価実施機関における担当部署		
①部署	税務課 税務係	
②所属長の役職名	課長	
6. 他の評価実施機関		
なし		
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求		
請求先	総務課 庶務係 〒820-0696 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1 (電話)0948-65-1100	
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ		
連絡先	税務課 税務係 〒820-0696 福岡県嘉穂郡桂川町大字土居424番地1 (電話)0948-65-1076	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書] 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [☐]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [☐]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [☐]接続しない(入手) [☐]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [☐] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

[illegible]